

鳥羽都市計画下水道の決定に関する公聴会

1 公聴会において意見を聞こうとする都市計画案（以下「都市計画案」という。）

鳥羽都市計画下水道の決定

2 公聴会の開催日時、場所等

開催日時	開催場所	都市計画案 の閲覧場所	都市計画案 の閲覧期間	意見申出書 の提出期限
令和6年9月 30日（月）午 後1時30分 から 開場 午後1時から	鳥羽市役所 西庁舎4階 大会議室 （鳥羽市鳥 羽三丁目8 番3号）	鳥羽市建設課 まちづくり整 備室	令和6年9月2日 （月）から令和6 年9月13日（金） まで （午前8時30分 から午後5時15 分まで、土曜・ 日曜日を除く）	令和6年9月2日 （月）から令和6 年9月13日（金） まで （最終日の午 後5時15分必 着）

3 その他公聴会の開催に関し必要な事項

（1）公述人の資格

都市計画案に係る地域の住民その他の利害関係者に限ります。

（2）意見申出の方法

公聴会で意見を述べようとする者は、鳥羽市都市計画公聴会規則（平成6年規則第12号）第4条に規定する都市計画案意見申出書（以下「意見申出書」という。）を鳥羽市建設課まちづくり整備室に提出してください。

なお、意見申出書は、閲覧場所に備え置きます。

※公述の申出書は市のホームページからもダウンロードできます。

（3）公述人の指定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、意見申出書を提出した者のうちから、意見の類似性等を考慮して鳥羽市長が指定し、本人に通知します。

（4）その他

ア 意見申出書の提出期間に申出書の提出がない場合は、公聴会は開催し

ません。

この場合、開催日の1週間前までに、都市計画案の閲覧場所及び市のホームページに、その旨を掲示します。

イ 公述人が多数の場合又は公聴会の運営上必要があると認める場合は、一人当たりの発言時間を制限することがあります。

ウ 傍聴は制限しません。ただし、会場の収容人員を超える場合は、入場制限を行います。

(5) 意見申出書の提出先及び公聴会についての問い合わせ先

〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市建設課まちづくり整備室

電話 0599-25-1175

告示期間

令和6年8月30日から令和6年9月30日まで